



濃 度 計 量 証 明 書

No. B001101

有限会社 フクダ組 様

平成 28 年 10 月 31 日
広島市西区己斐本町3丁目13番16号

株式会社 エヌ・イー サポート

TEL 082-272-9000(代)

採取場所・住所	西条町田口処分場下流 寄田 猛 宅				
採取日時	平成 28 年 10 月 21 日 8 時 11 分	天候	当日	曇	気温 23.5 °C
採取者	丸山 聡		前日	晴	水温 20.3 °C

平成 28 年 10 月 21 日 付け御依頼の
試料について、計量の結果を御報告致します。計量証明登録番号 (広島県) 第 K-9 号
環境計量士 酒井 剛
計量士登録番号 第 8121 号

計量方法	環境庁告示第10号(平成9年3月13日)、 JIS-K0102			
	試料名 下流地下水			
計 量 の 対 象		計 量 の 結 果	定 量 下 限 値	計 量 方 法 の 細 目
カルシウム(mg/l)		定量下限値未満	0.001	JISK0102.55.4
全シアン(mg/l)		定量下限値未満	0.1	JISK0102.38.3
鉛(mg/l)		定量下限値未満	0.001	JISK0102.54.4
六価クロム(mg/l)		定量下限値未満	0.005	JISK0102.65.2.1
砒素(mg/l)		定量下限値未満	0.001	JISK0102.61.4
総水銀(mg/l)		定量下限値未満	0.00005	S46環告59付表1
アルキル水銀(mg/l)		定量下限値未満	0.0005	S46環告59付表2
ポリ塩化ビフェニル[PCB](mg/l)		定量下限値未満	0.0005	S46環告59付表3
ジクロロメタン(mg/l)		定量下限値未満	0.002	JISK0125.5.2
四塩化炭素(mg/l)		定量下限値未満	0.0002	JISK0125.5.2
1,2-ジクロロエタン(mg/l)		定量下限値未満	0.0004	JISK0125.5.2
1,1-ジクロロエチレン(mg/l)		定量下限値未満	0.002	JISK0125.5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/l)		定量下限値未満	0.004	JISK0125.5.2
1,1,1-トリクロロエタン(mg/l)		定量下限値未満	0.0005	JISK0125.5.2
1,1,2-トリクロロエタン(mg/l)		定量下限値未満	0.0006	JISK0125.5.2
トリクロロエチレン(mg/l)		定量下限値未満	0.002	JISK0125.5.2
テトラクロロエチレン(mg/l)		定量下限値未満	0.0005	JISK0125.5.2
1,3-ジクロロプロペン(mg/l)		定量下限値未満	0.0002	JISK0125.5.2
チウラム(mg/l)		定量下限値未満	0.0006	S46環告59付表4
シマジン(mg/l)		定量下限値未満	0.0003	S46環告59付表5.1
備考				

(注) 大腸菌群数、濁度、色度及び電気伝導率は、計量法107条の計量証明対象外です。



濃 度 計 量 証 明 書

No. B001101

有限会社 フクダ組 様

平成 28 年 10 月 31 日
広島市西区己斐本町3丁目13番16号

株式会社 エヌ・イー・サポート

TEL 082-272-9600(代)

採取場所・住所	西条町田口処分場下流 寄田 猛 宅				
採取日時	平成 28年10月21日 8時11分	天候	当日	曇	気温 23.5 ℃
採取者	丸山 聡		前日	晴	水温 20.3 ℃

平成 28 年 10 月 21 日 付け御依頼の
試料について、計量の結果を御報告致します。計量証明登録番号 (広島県)第K-9号
環境計量士 酒井 剛
計量士登録番号 第8121号

計量方法	環境庁告示第10号（平成9年3月13日）、 J I S - K 0 1 0 2			
	試料名 下流地下水			
計 量 の 対 象		計 量 の 結 果	定 量 下 限 値	計 量 方 法 の 細 目
チオベンカルブ(mg/l)		定量下限値未満	0.002	S46環告59付表5.1
ベンゼン(mg/l)		定量下限値未満	0.001	JISK0125.5.2
セレン(mg/l)		定量下限値未満	0.001	JISK0102.67.4
BOD(mg/l)		0.7	0.5	JISK0102.21,JISK0102.32.3
塩化ビニルモノマー(mg/l)		定量下限値未満	0.0002	H9環告10付表
1,4-ジオキサン(mg/l)		定量下限値未満	0.005	S46環告59付表7
				以下余白

(注) 大腸菌群数、濁度、色度及び電気伝導率は、計量法107条の計量証明対象外です。